

議案第 4 1 号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 3 月 2 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（平成 2 4 年墨田区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を第 1 5 条とする。

第 1 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 9 条及び第 1 0 条」を「第 1 0 条及び第 1 1 条」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 旅館・ホテル営業 第 1 0 条第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号イ及びウ、第 8 号並びに第 9 号に規定する基準
- (2) 簡易宿所営業 第 1 1 条第 1 項第 1 号及び第 5 号、同条第 2 項において準用する第 1 0 条第 2 号、第 1 1 条第 3 項において準用する第 1 0 条第 4 号、第 5 号、第 6 号イ及びウ、第 8 号並びに第 9 号に規定する基準

第 1 3 条第 2 項中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第 9 条第 2 項、第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項において準用する第 8 条第 3 号並びに第 9 条第 3 項、第 1 0 条第 3 項及び第 1 1 条第 3 項において準用する第 8 条第 9 号及び第 1 0 号」を「第 1 0 条第 2 号（第 1 1 条第 2 項及び第 1 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 号及び第 9 号（第 1 1 条第 3 項及び第 1 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 1 2 条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第 5 条第 2 号」を「第 7 条第 2 号」に改め、同条を第 1 3 条とする。

第 1 1 条第 1 項中「第 1 条第 4 項第 5 号」を「第 1 条第 3 項第 5 号」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 3 号」を「第 1 0 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 8 条第 4 号イ及び第 7 号から第 1 0 号」を「第 1 0 条第 3 号イ及びウ並びに第 6 号から第 9 号」

に改め、「並びに第9条第1項第1号の規定」を削り、同条を第12条とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第3号中「第1条第3項第1号」を「第1条第2項第1号」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 適当な規模の玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けること。

ただし、規則で定める基準に適合するときは、これらの設備を設けることは要しない。

第10条第2項中「第8条第3号」を「前条第2号」に改め、同条第3項中「第8条第4号イ及び第5号から第10号」を「前条第3号イ及びウ並びに第4号から第9号」に改め、「並びに前条第1項第1号の規定」を削り、同条を第11条とする。

第9条を削る。

第8条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条各号列記以外の部分中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に改め、同条第1号中「受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置する」を「規則で定める玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設ける」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「調理場」の次に「を設ける場合に」を加え、同号に次のように加える。

オ 修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる施設については、配膳に支障が生じないような十分な広さを有する配膳室を付設し、配膳室には、床面からの跳ね水等による汚染を防止するために十分な高さの配膳台及び食器戸棚を設けること。

第8条第3号を同条第2号とし、同条第4号ア中「第1条第1項第2号イ又は第3号」を「第1条第1項第1号」に改め、同号に次のように加える。

ウ 客室と他の客室、廊下等との境界は、規則で定めるものをを用いて区画すること。

第8条中第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第9号イ中「宿泊定員に応じた数の便器」を「ところにより、便器」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号中「数の給水栓」を「ところにより、給水栓」に改め、同号を同条第9号とし、同条を第10条とする。

第7条に次の1号を加える。

- (5) 営業施設の入り口付近には、宿泊施設である旨を宿泊者や周辺住民等へ周知するため、規則で定める表示をすること。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第1号ウを削り、同条第2号中「次に掲げる照度を有するようにする」を「十分な照度を有するようにし、照明設備については、次の措置を講ずる」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

イ 定期的に清掃し、常に清潔を保つこと。

第5条第2号ウ及びエを削り、同条第6号ア中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「墨田区規則（以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条を第7条とする。

第4条を第6条とし、第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（標識の設置等）

第3条 法第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業を営もうとする者（以下「申請予定者」という。）は、周辺住民等（旅館業を営もうとする施設がある建物に係る敷地及びその敷地に隣接し、又は近接（その敷地からの距離がおおむね10メートルの範囲をいう。）する土地に存する建物を所有し、又は建物に居住する住民等をいう。以下同じ。）に旅館業に係る営業計画の周知を図るため、当該許可の申請に先立って、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、標識を設置し、その旨を区長に届け出なければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び名義変更については、この限りでない。

2 区長は、申請予定者が前項の規定による標識を設置しないときは、当該申請予定者に対し、標識を設置するよう指導することができる。

（説明会の開催等）

第4条 申請予定者は、規則で定めるところにより、周辺住民等に対し、説明会の開催又は戸別訪問（以下「説明会等」という。）により旅館業に係る営業計画につい

て説明し、その内容を区長に報告しなければならない。ただし、現に旅館業の許可を受けて営業している者の承継及び名義変更については、この限りでない。

- 2 区長は、申請予定者が前項の規定による説明会等を行わないときは、当該申請予定者に対し、説明会等を行うよう指導することができる。

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の一部改正及び旅館業法施行令の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されること等に伴い、当該旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めるとともに、所要の改正をする必要がある。